

# 伊勢田哲治『動物からの倫理学入門』合評会

杉本俊介<sup>1</sup>

京都生命倫理研究会

2009/3/21 京都女子大学

- ・倫理学、特に現代英米の倫理学（メタ倫理学・規範倫理学・応用倫理学）の入門書。
- ・倫理学理論の対立を動物倫理に焦点を合わせて紹介。他方、動物倫理から規範倫理学へのフィードバックの試みでもある。
- ・メタ倫理学（認知主義 vs 非認知主義、自然主義的誤謬、ヒュームの法則、道徳の理由）、規範倫理学（義務論・権利論、功利主義、徳倫理学）を網羅的に紹介。

## 1. 本書の特徴

本書は、倫理学の諸学説に対して、他の倫理学書（少なくとも入門書）には見られない特徴を含んでいる。本節では、倫理学理論に絞ってこれらの特徴のいくつかを挙げ、次節以降で検討したい。

### 1. 1 規範倫理学における三大学説の統一的理解

著者によれば、ある行為に対する我々の道徳判断の根拠を遡るとき、その行為のなかで着目する段階の差異こそ、規範倫理学における三大学説の差異であるとされる(図 1)。

図 1 行為の流れと規範倫理学の三つの着眼点(8 頁)



これまで錯綜してきた規範倫理学の諸学説が、こうした枠組みのなかで統一的に理解されることは、一定の留保のもとで（後述）有意義であるように思われる。

<sup>1</sup> 京都大学大学院文学研究科博士課程 D1.  
sugimoto@ethics.bun.kyoto-u.ac.jp

著者は、とりわけ功利主義（二層理論型<sup>2</sup>）を擁護するかたちで各学説を紹介している（第一章）。

## 1. 2 道徳直観と普遍化可能性を強調したメタ倫理学

著者は、メタ倫理学の諸学説をおおむね次のような流れで紹介している（第二章）。まず、ヒュームの法則を、「である」から「べきである」が導き出されているように見えるときには、必ず「べきである」を含む前提が隠れているというテーゼに使えるものとして紹介する。

こうした暗黙の前提に、言葉の定義に関する命題を入れて、ヒュームの法則を破ってしまうように見える反例（定義主義的自然主義）を紹介し、この反例をつぶすものとして自然主義的誤謬を紹介する。そして、自然主義的誤謬への反論として、形而上学的自然主義を紹介する。

動物倫理で使われる暗黙の前提として能力の差の存在に訴える議論を一節はさんで、直観概念（特にヘアによる道徳的直観と言語的直観の区別）の観点から上記の自然主義的誤謬<sup>3</sup>とヒュームの法則<sup>4</sup>が言い直され、ムーアの直観主義が紹介される。そして「Xが善い」という判断が定義でも直観によって捉えられる事実判断でもなければ何か、ということで、情動主義・普遍的指令主義といった非認知主義が紹介される。ここで特に強調されるのは、普遍的指令主義の議論とともにヘアによって強調された普遍化可能性と呼ばれる道徳判断の特徴である。特に、動物倫理において限界事例を使った議論が強い理由はこの特徴に訴えているからだとされる<sup>5</sup>。最後に、形而上学的自然主義との関係で、外在主義が紹介され、ヒュームの法則を巡るヘアとサールの論争を外観したあと、シンガーによる「こうした論争は不毛だ」という話で終わる。

著者は、とりわけ非認知主義（指令主義）に賛成する態度をもって各学説を紹介してい

---

<sup>2</sup> ただし、ヘアによって提案された二層理論(two-level theory)は、功利主義特有のものではないことに注意したい。

<sup>3</sup> 自然主義的誤謬とは「われわれが「Xは善い」と判断しているとき、その判断は本当は道徳的直観によるものなのに、言語的直観によるものであるように思い込むこと」という誤謬だとされる(77頁)。

<sup>4</sup> ヒュームの法則とは「道徳的直観の裏付けを必要とするタイプの実事判断は道徳的直観を必要としないタイプの実事判断からは導き出せない」という法則だとされる(77, 78頁)。

<sup>5</sup> 道徳的判断の普遍化可能性は、「人間に対してやってはならないことは、別扱いにする普遍化可能な理由を挙げ、その理由にコミットするのでない限り、動物に対してもしてはならない」(87頁)というかたちで、本書で取り上げられる動物倫理の議論へのかなり強いしぼりになる。

道徳的判断の普遍化可能性はまた、「無知のヴェール」型契約説が規範倫理学とメタ倫理学の橋渡しをしているという本書での理解に本質的にかかわってくる(127頁)。

る。特に、シンガーによる「不毛だ」宣言のあとでも、ヘアが強調した「普遍化可能性を無視して「善い」を語ることには無理がある」ということは「ささやかながら一致のとれた部分」だと結論づけている(94 頁)。

#### \*1. 3 進化倫理学と道德の理由の関係

本書では、道德の起源を扱う進化倫理学と、**Why be moral?**の問題あるいは「道德の理由」の問題を関係づけていることも目新しい部分である(第四章)。

著者によれば、ダーウィン進化論からの道德の起源における議論のなかでも、トリヴァースの互恵的利他行動の分析や、アクセルロッドのシミュレーションは、道德の理由についての議論に対するひな形として役立つとされる(170 頁)。彼らの研究は、ゲーム理論での利得を生物学的利益(生存と生殖)に置き換え、ゲーム理論での戦略を生物の行動パターンに置き換えることで、ゲーム理論を使って、利他的行動が進化してきたことを示した。つまり、彼らは、道德的に行為することは生物学的利益になることを示してきた。確かに、生物学的利益であることはその人が道德的に行為する理由を与えるわけではない。しかし、著者によれば、生物学的利益をその人の利益に置き換えることで、進化倫理学での議論をひな形として、道德の理由の問題に適用することが可能であるとされる。

著者は、道德の個人的理由(なぜ私は道德的にふるまわなければならないのか)に関して、これまで挙げられてきた回答のどれにもあてはまらない者はいないだろうから、それらの「合わせ技」のような議論でやってゆくしかない結論づける(176, 177 頁)。

#### \*1. 4 柔らかい倫理

本書では、徳倫理学・ケアの倫理・共同体主義がひとつの章で「柔らかい倫理」として扱われている(第七章)。確かに、スロートは自身の徳倫理学のなかにケアの倫理を含めており、またマッキンタイアは徳倫理学と共同体主義を結びつけているので、これらは相互に関連しあっていることがわかる。しかし、倫理学の入門書でひとつにまとめられているのは珍しい。

著者によれば、これらに共通の特徴は、これまでの功利主義や義務論にくらべて、感情や伝統や無意識といった、ある意味ではとらえどころのないもの、「柔らかい」ものを倫理のベースに置く点だとされる(266, 301 頁)。

著者は、これら柔らかい倫理をあくまで義務や権利をベースにした倫理の補完・補正として使うのがよいと結論づけている(303, 304 頁)。

#### 1. 5 ヘア寄りの倫理学入門

これまで紹介してきたように、著者はヘアが支持した立場、1. 功利主義（二層理論型）<sup>6</sup>、2. 非認知主義（指令主義）、3. 道徳判断の最低限の条件としての普遍化可能性、におおむね賛成する態度をもって様々な学説を紹介している<sup>7</sup>。また、ヘアと同じく「言語的直観」と「道徳的直観」の二種類の直観の区別に基づき、自然主義的誤謬やヒュームの法則の理解に新しい解釈を与えている。

ただし、著者が本書においてヘアと立場を異にするのは、第一に、メタ倫理学と規範倫理学の関係をそれほど強調しないこと（ヘアによれば、メタ倫理学における普遍的指令主義から、規範倫理学における二層理論型の功利主義が導出される）、第二に、往復的均衡法（method of reflective equilibrium）の使用を支持することである（ヘアはその使用に反対する）。

## 2. 本書の問題点

以上のような特徴を持った本書は、初学者であるか否かにかかわらず多くの者にとって有益であろう。しかし、いくつかの問題点 --- 特に倫理学の入門書ということを見ると --- を含んでいるように思われる。

### 2. 1 いささか正確さを欠いた倫理学史の紹介

本書での倫理学史の紹介は、近代・現代にかかわらず、いささか正確さを欠いているように見える。

#### i) 近代倫理学

まず、著者はカントの定言命法を、1. その行動指針があたかも普遍的法則のように、「あらゆる人がそのシチュエーションでかならず採用する方針である、と想像」し、2. 「その世界を自分が望むことができるかどうか考える」、という二段階の普遍法則テストとして紹介している(136頁)。著者によれば、望むことができなければ、その行動指針に従って行為してはならないことがわかるとされる。しかし、カントによれば、望むことができないからその指針（格率）に従って行為してはならないのは、あくまで不完全義務の場合だけであって、完全義務においてはこうした指針自体が自己矛盾するからだとされているはず

---

<sup>6</sup> 本稿ではとりあげなかったが、著者はさらに、何が福利か（福利論）に関して、ヘアと同じく、選好充足説に賛成している。

<sup>7</sup> ただし、著者は、二層理論型功利主義の問題点を指摘し、自身の立場である未確定領域功利主義を提案している(Iseda[2008])。

である(Kant[1785] 421-423)<sup>8</sup>。

次に、著者によれば、「義務論の文脈では、実は、権利と（ある種の）義務は表裏一体の関係にある」（32 頁）とされるが、カントにおいてそのような関係は見いだされない。そこで、著者は「対応する権利があるような義務を完全義務、対応する権利がないような義務を不完全義務と呼んで区別することがある」（同上）と述べるが、カントにおいて「不完全義務」は傾向性に有利な例外を許すような義務を指し、そのような例外を許さないものを完全義務と呼んでいるはずである(Kant[1785] 421n.1)。

また、ヒュームにおいても、著者は「ヒューム自身が書いているのは、意味を汲んでかなり自由にまとめると、およそ以下のようなことである。（中略）なんで「である」から「べきである」が出てくるのか全然理解できないからちゃんと説明してほしいものだ。また、読者もそういうことに気をつけるようになれば、通俗的な倫理体系はみな覆されるし、善悪の区別が事実基礎づけできないことは分かるはずだ」（58, 59 頁）とまとめている。

しかし、「である」から「べきである」が出てくるように見える推論に気をつけることでわかると言われているのは、善悪の区別が事実基礎づけできないことだけでなく、関係基礎づけできないことも含まれている(Hume[1739-40] 3.1.1.27)。それゆえ、著者は意味を十分に汲んでいるようには思われぬ。この箇所ではヒュームは、これらを示すことで、道徳が理性の対象ではないことを証明しているのである<sup>9</sup>。

---

<sup>8</sup> 『道徳形而上学の基礎づけ』では、自分自身に対する完全義務に反する理由は「そこで、ただちにわかるのは、ここに一つの自然があって、その法則というのが、生命の促進を駆り立てることを使命とするその同じ感覚によって生命それ自体を破壊するということである場合、一つの自然は自己矛盾し、それゆえ自然としては存立しえず、したがって、その格率は普遍法則として成立しえず、それゆえ、一切の義務の最上原理とはまったく矛盾する」（422、太字は原文の強調、下線はすべて引用者）からだとされ、他人に対する完全義務に反する理由は「そこで、私がいまやただちにわかることは、この格率が、普遍的自然法則とみなされ、自分自身と一致することは決してできず、必然的に自己矛盾するにちがいないということである」（422）からだとされる。また、自分に対する不完全義務に反する理由は、「しかし、彼はこのことが普遍的自然法則になることを、あるいは、そのような法則が自然本能によって我々のうちに置かれることを意志することはできない」（423）からだとされ、他人に対する不完全義務に反する理由は「しかし、たとえこの格率に従って普遍的自然法則が十分存立できることが可能であるとしても、そのような原理が自然法則として至るところで妥当することを意志することはありえない」（423）からだとされる。

<sup>9</sup> 「このわずかな注意[ヒュームの法則]によって道徳に関する通俗的な体系すべてが覆される、そう私は確信している。「徳と悪徳の区別が、対象間の諸関係にのみ存するのではない」ということ、そして「その区別が理性によって知覚されるものではない」ということが、少し注意してみれば分かる、そのように私は確信しているのである。」(Hume[1739-40] 3.1.1.27、角括弧は引用者)。

## ii) 現代倫理学

まず、著者によれば「シジウィックはムーアと違って功利主義の基礎づけのために道徳的直観に訴えている」(77 頁)とされる。しかし、『倫理学の諸方法』でのシジウィックの目的は、道徳的直観に訴えることで、利己主義・功利主義・(規範倫理学上の)直観主義の三つのタイプの日常的道徳思考を解明し、それらが葛藤する場合は、その葛藤を説明することである<sup>10</sup>。著者の解説とは異なり、シジウィックの目的は功利主義の基礎づけに絞られるものではない<sup>11</sup>。

また本書では、自然主義がやや不利に紹介されているように思われる。というのも、本書でのシンガーの「不毛だ」発言(92, 93 頁)が前提にするのはメタ倫理学と規範倫理学との区別であり、これらの区別は非認知主義にもともと有利だからである。著者も文献案内で挙げているブリックによれば、自然主義においてメタ倫理学と規範倫理学のつながりこそ重要だとされる<sup>12</sup>。

さらにまた、ヘアの立場はよく練られたものであるが、既に多くの批判がなされている。たとえば、ウィリアムズがもともとシジウィックに向けて行なった総督府植民地功利主義(Government House utilitarianism)批判がヘアにもあてはまる(Williams[1988]106-110)し、二つの層に明確に分けることができないというスキャンロンの批判もよく知られている(Scanlon[1988] 129-146)。こうした批判を紹介することで、倫理学理論をより公平に紹介できたように思われる

## 2. 2 詰めが甘い

大まかに言えば、本書では、まずある理論が紹介され、1. その理論の理論的な問題点が指摘されるか、2. その理論を動物倫理の現場に応用することで生じてくる実践的な問題点が指摘された後で、こうした問題点を克服するよりよい理論が紹介される、という流

---

<sup>10</sup> 「それゆえ、この著作における私の目標は、まず我々の常識的な道徳推論に暗に含まれている倫理学のさまざまな方法をできるだけ明白にしかも十分に解明すること、それらの方法の相互関係を指摘すること、そしてそれらの方法が対立するように見える場合は、できるかぎり対立点を明確にすることである」(Sidgwick[1874] 1.1.3)。

<sup>11</sup> 奥野が正しく評価しているように「シジウィックは個人的には功利主義を支持していながら、著書の中ではあくまで三方法の中立的な分析に徹する姿勢を貫いた」(奥野[1999] 35)。

<sup>12</sup> 「私が注意したように、非認知主義者は第一階の道徳的な問題と第二階の道徳的な問題を互いに完全に独立だと考え、とりわけある者が道徳判断を下すかどうか、そしてどの道徳判断をある者が下すかはその者が支持するメタ倫理学上の見解から独立した問題であると信じた(Hare 1957: 39-41, Mackie 1977: 16, Blackburn 1985: 11)を見よ」。道徳実在論に対する私の擁護は、この独立性に疑問を投げかけることになるだろう」(Brink[1989] 5)。

れで倫理学の諸々の理論が説明される。

しかし、指摘された理論的ないし実践的問題点が本当に問題点なのか疑わしいものがいくつかある。

#### i) 義務論の問題点(33, 34 頁)

著者は、義務論（カント主義やロスの一見自明な体系）には、第一に、義務や権利が葛藤した場合どちらを優先したらよいかわからないという問題と、第二に、義務や権利があらかじめ決められていないような場合（例として脳死が挙げられている）どうすればよいかわからない問題、第三に、既に社会で義務や権利として受け入れられているものの中で理不尽なものにも従わなければならないのか、という問題があると述べる(33, 34 頁)。

しかし、これら三つの問題に対して、カント主義者ならば、既に著者が紹介した範囲(28-30 頁)で答えられそうである。まず、第一の問題に対しては、本当に問題なのかと突っぱねることができるだろう。功利主義ならば葛藤を回避することがその理論の美德だと考えるだろうが、回避できないからこそ葛藤であり、そうした葛藤を説明することがその理論の美德だと考える立場があってもよいだろうし、義務論をそのような立場として捉えることは十分可能である<sup>13</sup>。第二の問題は、著者自身が「カント主義ならば人格を尊重するのはどうことかと考えて新しい義務を作ることができる」と述べているようなかたちで回避することができる。第三の問題も、あらためて人格を尊重するのはどういうことかと考え直すことで、回避できるだろう。

#### ii) 情動主義の問題点

著者は、スティーヴンソンのような情動主義の立場に対して、第一に、倫理的な論争が交渉術になってしまうのはシニカルすぎる、という問題と、第二に、倫理的判断と好き嫌いの判断は全然違う気がするのにならになってしまうという問題、を挙げている(82, 83 頁)。

しかし、これらはそれぞれ、シニカルではない、気のせいだと返されてしまうので、説得的な反論だとは言えないだろう。

#### iii) ロリンの議論の問題点

---

<sup>13</sup> ダンシーは、義務論のひとつであるロスの一見自明な体系を使って、道徳的葛藤を解決することだけでなく、それを我々が容易に理解できるようになることをその理論の美德だと考えている。「まず、それ[ロスの一見自明な体系]は同じ行為に賛成する理由と反対する理由の両方が存在しうることを認めるので、それは道徳的葛藤を容易に理解可能なものにさせる」(Dancy[2006] 6)。

著者は、客観主義的な福利論の立場としてロリンの本性説を挙げている(217 - 219 頁)。ロリンによれば、それぞれの動物種には進化の過程でそれぞれの種に固有なテロス（目的）が遺伝的に組み込まれている。本性説とは、テロスが実現されることこそその個体にとって福利だとする立場である。たとえば、カナリアは上手に飛ぶことで、生き延びることができ、飛ぶという「テロス」を持つようになった。本性説では、飛ぶことができることこそ、カナリアにとって福利だということになる。「テロス」の内容は、生態学で野生の個体を観察したり古生物学的な分析をしたりすることで明らかになっていく」(218 頁)とされる。

著者は、本性説では、何がある生物種の「テロス」なのかあまりはっきりしない」ことを問題にする(同上)。また、もし捕食者から素早く逃げることや、飢えることの多い生物において飢えをしのぐさまざまな仕組みが進化していることがテロスであれば、捕食者に追いかけられたり飢えたりすることがその動物の福利に貢献するが、これは福利という概念に反するよう見えると言う(同上)。さらにまた、本性説において、ヒトのテロスは何かわからないという問題も指摘される(219 頁)。

しかし、著者自身が紹介しているように、何がある生物種の「テロス」なのかは生態学や古生物学の知見で明らかにされるものである。これはヒトについても同じであろう。また、これらの知見で明らかになった動物の「テロス」が我々の福利の概念に反するよう見えたとしても、そのことが反論になるのか疑わしい。我々の持つ福利の概念は、我々人間の「テロス」（もしそういったものがあるとして）と密接に関わるのであり、動物の「テロス」を同定するための参考にはならないように思われるからである。

#### iv) 功利主義の問題点

著者は基本的に功利主義寄りの立場をとるが、功利主義の問題点も指摘している。「幸福だけが大事だと言われると、とたんにそれと矛盾するさまざまな直観がうずき出すことになる」(314 頁)。

これが、本来望ましい価値（内在的価値）は幸福（本書での用語法(200 頁)に従えば「福利」）に尽きるという意味で言われているならば、それは言い過ぎである。というのも、功利主義のタイプには、福利のみが内在的価値をもつと主張するタイプ（価値に関する福利主義）と、福利それ自体には内在的価値がないが、諸価値の対立や競合を調整する際に最もよく機能する基準は福利に尽きると主張するタイプ（指標に関する福利主義）に分けることができるからである（安藤[2007] 93）。実際、本書では福利論として前者のみが紹介されている。仮に後者の指標に関する福利主義を功利主義がとれば、功利主義は幸福だけが大事だと言われたとたんにうずき出す我々の直観と十分整合的なものとなるだろう。

#### v) ストッカーの例が指摘する功利主義と義務論の問題点

著者は、徳倫理学による功利主義や義務論に対する批判として、ストッカーによる例を出す(282頁)。ある人が毎日友人のお見舞いにゆく。しかし、その人は「義務を果たすためだ」と言う。あるいは、「きみのお見舞いにゆくことでみんなの幸福が最も大きくなるからだ」と言う。こうした人が倫理的に見て望ましい人だと言えるのか。ここで彼に必要なのは、他人を思いやる暖かい感情や、他人を思いやらずにはいられない性格ではないか。

しかし、著者はこうした批判から出発した徳倫理学を紹介する際、「人徳ある人」ならどう行動するだろう」と考えることで行為を決定する、というハーストハウスによる徳倫理学の定式化にならってしまっている(284頁)<sup>14</sup>。

ところで、最近ケラーが指摘しているとおり、ハーストハウスの定式化もまたストッカーの例の餌食にされてしまう(Keller[2007] 225-228)。お見舞いにやってきた者は友人にこう言う。「人徳ある人ならこうするから」。この人が本当に道徳的であるのか疑わしいだろう(少なくとも「義務を果たすためだ」と答えることと同じ程度には)。ケラーが指摘しているように(ibid. 228)、ストッカーの例が本来指摘していることは、「道徳的に正しい行為とは、義務に従った行為である」(義務論)や「道徳的に正しい行為とは、みんなの幸福が最も大きくなる行為である」(功利主義)や「道徳的に正しい行為とは、有徳な人がそうするだろう行為である」(徳倫理学)という定式化のなかで、下線部を言表的(de dicto)でなく事象的(de re)に読むことであるかもしれない(下線部は、発表者による)。とにかく、この例は徳倫理学だけを有利にするものではないので、不適切である(ibid. 230 - 232)。

### 2. 3 統一的理解の問題

前述したとおり、規範倫理学の諸学説が、行為の流れの枠組みのなかで統一的理解されることは有意義であるように思われる。ただし、これまでの規範倫理学を行為の流れに基づいた理解の枠組みのなかに押し込めてしまうことで、取りこぼしてしまう論点があるように思われる<sup>15</sup>。

それは、道徳理論において本当に行為が中心的なのか、という問いである。著者自身も、

---

<sup>14</sup> 以下の問題は、ハーストハウスの徳倫理学に向けられた批判ではないことを断っておきたい。ハーストハウス自身は、本書で紹介されているように(293頁)、徳倫理学を「自分がこの行為をしたら、それは徳の言葉ではどう言い表されることになるだろうか」と考えてどうすべきか決めるものとして使っている。

<sup>15</sup> 同様の問題は、既にシジウィックに見られる。「倫理学は個人の自発的な行為(action)に依存するかぎり、何が正しいのか、どうであるべきか、に関する科学あるいは研究である」(Sidgwick[1874] 1.1.2)また、(奥野[1999] 第一章)を参照されたい。

規範倫理学を当初「われわれはどう生きるべきか」を扱う領域として紹介しながら(7 頁)、議論においては「われわれは何をすべきか」を扱う領域として行為の流れに基づいた理解の枠組みを使って論じている<sup>16</sup>。しかし、これら二つは同じ問いであろうか。ここでは、後者の問いに規範倫理学を制限してしまうことの問題を二つ指摘する。

i) アダムスの動機功利主義の入り込む余地がなくなる

まず、規範倫理学を「われわれは何をすべきか」という問いに絞ることで、アダムスの「動機功利主義」を規範倫理学から締め出してしまうことになる。動機功利主義によれば、ある動機パターンが他の動機パターンよりも大きい効用を持つかぎり、前者が後者よりも道徳的によりよい(better)とされる(Adams[1976] 470)。アダムスによれば、動機功利主義が単に行為功利主義の定理ではないとされる<sup>17</sup>。確かに、行為功利主義は最も効用を持つことであれば何であれなすべきだと言うので、動機功利主義と同じく、最も効用を持つ動機を持とうとす(try to have)べきだと言うかもしれない。アダムスによれば、これは「私は何をなすべきか」という問いが唯一の倫理的問いであり、我々は行為指導的な原理だけを考えていることを前提にしているからだとされる。しかし、彼は、同じくらい倫理に根本的な問いとして「私はいかに生きるべきか」という問いの存在を指摘する。この問いに対しては、私が持とうとする(try to have)動機ではなく、私が持っている(have)動機が重要(relevant)になる。それゆえ、私は(行為功利主義的な基準で) 正しい動機を持とうとするが(動機功利主義的な基準で) 不正な動機を持っていることがありうるので、動機功利主義は行為功利主義から独立した立場として成立する。

したがって、動機功利主義が成り立つためには、「われわれはどう生きるべきか」が「われわれはどうすべきか」とは独立な問いとして認められなければならない。これは、著者が提案する行為の流れの枠組みが、規範倫理学を統一的に理解する枠組みではないことを示している。

ii) 伝統的に倫理学は「われわれはどう生きるべきか」を問題にしてきた。

さらに、「われわれはどう生きるべきか」という問いは倫理学、さらには哲学の始まりで

---

<sup>16</sup> このことは、以下のような著者の語りにも示されている。「それはともかく、「わたしはどう生きるべきだろうか」という疑問をもって本書を読み始められた読者がいたとして、こうやっているいろいろな理論を紹介されるだけ紹介されても、「じゃあ結局わたしはどうしたらよいの」と訊きたくなるのが人情というものだろう」(312 頁、下線部は引用者)。

<sup>17</sup> 以下の議論は(Adams, 473 – 475)。なお原文では過去完了(たとえば“Have I lived well”のように)で議論が進められているが、内容上問題がないと判断し、本稿では現在形に変えて紹介している。

あると言ってもよい。それはプラトンの『国家』におけるソクラテスが発した問いであった。たとえば B.ウィリアムズは、この問いは人生の特定の時点から考察することを強要しないという意味で時間を越えた問いであると述べている(Williams[1985] Chap.1)。行為の流れから規範倫理学をまとめることで、こうした伝統から離れてしまう恐れがある。

## 2. 4 本本当に動物倫理での議論か

既述したように、本書では、まずある理論が紹介され、その理論を動物倫理の現場に応用することで生じてくる実践的な問題点が指摘された後で、こうした問題点を克服するよりよい理論が紹介される場面がある。ここで注意したいのは、著者がその理論を動物倫理の現場に応用していることと、その理論が動物倫理の現場に実際に応用されていることの違いである。

本書のなかには、実際には応用されていないがその理論を応用することで動物倫理のなかでありうる立場が語られている。まず、「ロック的な契約説における動物の権利論の一つの立場になりうる」(133 頁)ものとして、ノジックの議論とレイチェルズの議論を組み合わせた立場を提案している。また、著者は、新厚生経済学を肉食や工場畜産の問題に応用する(260-262 頁)。具体的には、選好順序、パレート原理、単純多数決原理の観点からそれぞれどういったことが言えるか吟味している。さらにまた、著者は、実際に徳倫理学者が動物の問題についてどう言っているのかとは別に、徳倫理学から一般論として何が導けるか確認している(291 頁)。同様に、著者は、実際に共同体という概念を動物倫理に適用したミジリーの議論とは別に、共同体主義から動物や環境の問題がどう見えるか吟味している(298 頁)。

確かに、もし動物倫理の現場が、理論が持つ道德直観との整合性をはかる場でしかないのであれば、こうした語りには問題はないだろう。しかし、本来動物倫理の現場は理論を検証する場(応用)ではない。理論はあくまで実践(動物倫理の現場)のために立てられるべきであるように思われる。もしそうでなければ、理論の組み合わせごとに動物倫理上の数多くの立場が提起され、現場は混乱するだけだろう。それゆえ、上記の区別に注意を払わないことで、本書は応用倫理の大事な部分(応用に尽きないという面)を軽視してしまっているように見える。

## 3. 結局動物とどう接すればよいのかわからない

本書を通して、私はますます動物のどう接すればよいのかわからなくなってしまった。本書は一貫して理論を主題にしている。そのため動物倫理は理論を検証する場(応用)となり、読者(少なくとも私)は理論上で決着がつかなければ動物倫理の問題について決着

がつかない印象を受けてしまう。

しかし、理論上で決着がつくとは何か。このことを考えるために、まず、本書で挙げられている理論のよしあしの評価のそれぞれの基準(312, 313 頁)に基づいて、規範倫理学上の諸学説を大雑把に評価してみよう (図 2)。

図 2

	功利主義	義務論・権利論	柔らかな倫理
内的整合性			
他の知見との整合性		△(- 契約説的人間観は共同体主義から非難されている)	○(+ 共同体主義は社会科学的知見と整合的)
実践的有用性	○	×	△(+ ハーストハウスの理論は有用)
統一性	○	△(+ 契約説は統一性を取り戻す)	×
直観との整合性	△(+ ハーサーニーは公平さも導き出せる)	○	△(+ 義務論や功利主義がすぐえなかった直観をすくう)

著者は「総合評価してみたときに、どの軸で見ても異論の余地なくすぐれた倫理学理論というのはおそらく存在しない」(315 頁)として、往復的均衡法を紹介する。往復的均衡法を使って「それら [上記の] 基準をもっともよく満たすような形で倫理学理論が残るように、均衡点をさぐっていけばよい」(318 頁)というのが、「理論上で決着がつくとは何か」に対する著者の回答であるように思われる<sup>18</sup>。

しかし、このような著者の結論に対していくつか問題が挙げられる。

### 3. 1 理論のよしあしの評価の基準に関する問題

まず、著者が挙げる理論のよしあしの評価の五つの基準は妥当なのだろうか。本書では、実践的有用性として義務や権利の衝突を回避する(すなわち道徳的ジレンマを解決する)ことが理論の美德だとされている(313 頁)。しかし、既に指摘したとおり、果たして道徳的ジレンマを解決することがその理論の美德なのか疑わしい。「実践的有用性」の「有用」に

<sup>18</sup> 著者は、こうした均衡にたどり着くための指針(「一番無理なく均衡を作れる方向を探す」と、均衡が達成できるまでの間どうしたらよいのか(「現場で実際に行われている対処が答えになる」)、を提示している(323 頁)。後者が問題になるからには、やはり理論上で決着がつかなければ現場で決着がつかないと考えているように見える。

価値を置くこと自体が既に功利主義寄りの評価でないか。

また、統一性という評価軸に関する疑問がある。著者は「実際、いろいろな問題を考えに入れて総合的な政策決定をするにはそういう統一的な視点が必要であろう」(同上)と言う。確かに、政策決定の場合、こうした統一性は必要不可欠であり、だからこそ功利主義が支持される(Goodin,[1995] Chap.1)。しかし、道徳理論は総合的な政策決定をする者にだけ向けられたものではないことに注意したい。

さらに、理論が直観と整合的である必要があるかも疑わしい。というのも、著者がおおむね好意的に紹介したヘアやシンガー自身は、自分たちの道徳理論が道徳的直観に依存することを拒否しているからである(Hare[1973] 82; Singer[1974] 493)それゆえ、彼らは往復的均衡法に反対する)。彼らによれば、道徳的直観は多様であり、そうした直観は理論のよしあしの評価にかかわるべきではないとされる。

### 3. 2 理論のよしあしの評価の基準に関するメタ理論の可能性

以上のことが示唆するのは、各論者に共通した理論のよしあしの評価の基準を立てることは困難であり、さらに言えばこうした基準自体が個々の理論に依存しているかもしれない、ということである。したがって、今度は理論のよしあしの評価の基準自体がメタ理論によって評価されるかもしれない(図 3, 4)。

図 3

	内的整合性	他の知見との整合性	実践的有用性	統一性	直観との整合性
基準に関するメタ理論A	○	△	○	○	×
基準に関するメタ理論B	○	△	×	×	○
基準に関するメタ理論C	○	○	×	×	○

図 4

	内的整合性	他の知見との整合性	実践的有用性	統一性	直観との整合性
基準に関する功利主義寄りのメタ理論	○	△	○	○	×
基準に関する義務論・権利論寄りのメタ理論	○	△	×	×	○
基準に関する徳倫理学寄りのメタ理論	○	○	×	×	○

もし我々が上図のような状況に陥っているならば、「理論上で決着がつくとは何か」が再びよくわからなくなる。

### 3. 3 理論のよしあしの集計

仮に3. 2のような状況に陥らず、各論者に共通した理論のよしあしの評価の基準を立てることができるでしょう。それでも、これらの評価をどのように集計したらよいのが問題となる。著者は、単に多数決をとるわけではなく、「ある程度往復均衡をやって生き延びた理論の間での最大公約数をとろう」(323頁)とする。だが、この方法にも問題があるように思われる。

というのも、その理論において「してもよいこと」の最大公約数をとることと「してはいけないこと」の最大公約数をとることは違うからである。確かに、生き延びた少なくとも一つの理論において「してはいけないこと」とされていることを許可すべきではないだろう。その意味で最大公約数をとるべきである。だが、生き延びた少なくとも一つの理論において「してもよいこと」とされていることも許可すべきではないだろう。「してもよいこと」は、生き延びたすべての理論で「してもよいこと」だとされているものに限られるべきだからである。したがって、「してもよいこと」に関しては理論の間で最大公約数でなく最小公倍数をとるべきであるように思われる。

### 3. 4 意志決定における道徳的考慮の占める割合

さらに、仮に3. 3での問題も克服できたでしょう。こうして均衡に達した理論が、我々に何を教えてくれるだろうか。著者によれば、大学の授業などで「でも肉を食べられなくなるのは困ります」と返ってくるリアクションに対して、習慣であることはそれ自体正当化にはならない、正当化しようと言っているのだから意欲の弱さの問題になるかもしれない、と答える(324頁)。しかし、これは倫理学に過度な期待をしすぎているのではない

か。

我々（少なくとも私）は、決定を下したり、他の誰かの勧めを評価したりすることに直面した時、次のような図式で考えているように思われる（以下、(フィッシャー[2005] 邦訳 203)での「シンキング・マップ」を多少改変している）。

1. この決定はなぜ必要なのか [目的は何か]
2. 何が薦められているのか、それはどのような根拠によってか？
3. 選択肢・代案は何か（現実的か、あるいは異例か）
4. さまざまな選択肢の起こりうる結果は何か。それはどのくらい可能性が高いか（どのような証拠に基づいているのか、その証拠はどこまで信頼できるのか）
5. これらの結果はどれくらい道徳的に重要か。
6. 結果を照らして選択肢を比較する時、どれが一番よいか？
7. どのようにしてこの決定を実行することができるか（緊急時の対策は何か？）

結局動物とどう接すればよいのか、を考えると、道徳的考慮は5の項目に効いてくるにすぎないように思われる。そこで、「でも肉を食べられなくなるのは困ります」という反応は、道徳以外の考慮として意志決定の場面で（おそらく4に）当然ふまえているはずだと私は考える。それは、「習慣からの間違った正当化」や「意志の弱さ」として回収されるものではない。

結局動物とどう接すればよいか。仮に私が十分に道徳的考慮をふまえたとしても、私にはまだ動物とどう接すればよいかわからないだろう。私は道徳以外の考慮を吟味しているはずだからである。

## 参考文献

- Adams, Robert, (1976) "Motive Utilitarianism," *The Journal of Philosophy*, 78: 467-481.
- Brink, David O. (1989) *Moral Realism and the Foundations of Ethics*, Cambridge University Press.
- Dancy, Jonathan (2006) *Ethics without Principles*, Clarendon Press.
- Goodin, Robert E. (1995) *Utilitarianism as a Public Philosophy*, Cambridge University Press.
- Hare, R.M. (1973) "Rawls' theory of justice," *The Philosophical Quarterly*, 23, reprinted in Norman Daniels (ed.) *Reading Rawls*. Basic Books, 1975, 81-107.
- Hare, R.M. (1981) *Moral Thinking*, Oxford University Press.

- Hume, David (1739-40) *A Treatise of Human Nature*, David Fate Norton and Mary J. Norton, 1st edition, Oxford University Press, 2000.
- Iseda Tetsuji (2008) “Unsettled Utilitarianism: A Revision of Hare’s Two-Level theory for Application,” 『哲学』第 59 号, 25-38.
- Kant, Immanuel (1785) *Grundelegung zur Metaphysik der Sitten*, Felix Meiner Verlag.1999.
- Keller, Simon (2007) “Virtue Ethics is Self-effacing,” *Australasian Journal of Philosophy*, 85: 2, 221-231.
- Scanlon, T. L. (1988) “Level of Moral Thinking,” in D. Seanor and N. Forton (eds.) *Hare and His Critics: Essay on Moral Thinking*, Clarendon Press.
- Sidgwick, Henry (1874) *The Methods of Ethics*, 7th edition, Hackett, 1981.
- Singer, Peter (1974) “Sidgwick and Reflective Equilibrium,” *The Monist*, 58, 490-517.
- Williams, Bernard (1985) *Ethics and the Limits of Philosophy*, Harvard University Press.
- Williams, Bernard (1988) “The Structure of Hare’s Theory,” in D. Seanor and N. Forton (eds.) *Hare and His Critics: Essay on Moral Thinking*, Clarendon Press.
- 安藤馨(2007) 『統治と功利』 勁草書房。
- 奥野満里子(1999) 『シジウィックと現代功利主義』 勁草書房。
- アレク・フィッシャー (岩崎豪人・品川哲彦・浜岡剛・伊藤均・山田健二・久米暁訳) (2005) 『クリティカル・シンキング入門』 ナカニシヤ出版。